

厚生常任委員会委員長報告

令和8年3月24日（火）

それでは、厚生常任委員会の報告をいたします。

厚生常任委員会は、会期中の3月17日に開催し、議案10件、請願1件についての審査を行いましたので、その概要並びに結果等について、報告いたします。

初めに、議案第1号柳井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

執行部から補足説明の後、委員から、こども誰でも通園制度を運営するにあたり、時間の管理を適切に行うことができるのかという質疑に、国の定めた管理基準により、登園記録等をしっかり管理することになっているので、安全に運用してまいりたいとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第1号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第4号柳井市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

執行部からの補足説明の後、委員から、標準保険料率に近い数字になっているが、もう少し減額することはできないのかという質疑に、子ども子育て支援納付金が創設された初年度で、どのくらいの減額ができるかという判断ができない所であり、標準保険料率に近い数字になったとの答弁がありました。

委員からは、他の市町を参考に、減額について検討してほしいとの要望がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第4号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となりました、議案第11号令和8年度柳井市一般会計予算についてです。

令和8年度予算説明書及び令和8年度当初予算（案）の概要をご参照ください。執行部から補足説明の後、質疑を行いましたので、その主なものをご報告いたします。

健康福祉部関係では、109ページ、5目の老人福祉費、18節の負担金補助及び交付金の高齢者補聴器購入費等助成金について、補聴器の購入は何人分を想定とした予算なのか、予算が足りなくなったら補正予算を組まれる予定はあるのかという質疑に対し、100人分を想定し、他市の実施状況も踏まえ計上していることから、当初予算内で賄えると考えているとの答弁がありました。

112ページ、8目の西福祉センター運営費、14節の工事請負費の施設改

修工事費について、耐震補強等工事をする上で、休館する期間はあるのかという質疑に対し、休館は令和8年の8月頃から令和9年2月頃を想定しており、休館中については、人権啓発の相談事業については、これまでどおり対応し、日中に開催される各種教室等については、他の施設の利用等により継続していただきたいとの答弁がありました。

132ページ、1目の保健衛生総務費、18節の負担金補助及び交付金の小児救急医師確保等支援事業補助金について、周東総合病院では小児救急の受け入れは行っていないのではないのかという質疑に対し、日中は、非常勤の小児科の医師がおられる。夜間については、当直医の判断となるとの答弁がありました。

市民部関係では、89ページ、2目の賦課徴収費、10節の需用費の印刷製本費について、納税通知書等の電算帳票はなぜ増額になったのかという質疑に対し、基幹系システムの標準化により、今まで連続帳票で印刷していたものが、A4サイズの単票となり、帳票の枚数が増えたことから、増額になったとの答弁がありました。

149ページ、2目の塵芥処理費、12節の委託料のごみ袋製作及び配送業務委託料について、バイオマスプラスチックを配合することでどれだけCO₂の排出を削減できるのかという質疑に、削減量は約11tで、イメージとしては、1tあたり、杉の木70数本が1年間に吸収する量や、一般家庭の半年分の電力消費量に相当するとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第11号中の本委員会所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第12号令和8年度柳井市国民健康保険事業特別会計予算、議案第14号令和8年度柳井市介護保険事業特別会計予算、議案第15号令和8年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

これらの3議案については、執行部からの補足説明の後、委員から質疑はなく、いずれも、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、分割付託となりました、議案第17号令和7年度柳井市一般会計補正予算（第8号）です。令和7年度補正予算書（3月補正）をご参照ください。

執行部から補足説明の後、委員からは、42ページ、1目の児童福祉総務費、1節の放課後児童支援員報酬について、1,800万円という大きな減額になったのはなぜかという質疑に対し、学校が終わってから児童が帰るまでが支援員の勤務時間となっているため、勤務時間にばらつきがあること、また、土曜日が閉所された児童クラブがあることが主な減額要因であるとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第17号中の本委員会所管部分については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第18号、令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。

執行部から補足説明の後、委員から、歳出の80ページ、1目の出産育児一時金の減額について、出産見込みは何件かという質疑に対し、当初は17件を見込んでいたが、12月末時点の実績で4件、予算としては9件を見込んでいたとの答弁がありました。

以上、慎重審査の結果、議案第18号は、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、議案第20号令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第21号令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてです。

これらの2議案については、執行部からの補足説明の後、委員から質疑はなく、いずれも、全員異議なく、原案のとおり可決と決しました。

次は、請願第1号上関の使用済核燃料中間貯蔵施設計画への反対決議を求める請願書についてです。

委員会では、委員から請願の取扱いについての意見を聴取しました。

委員からは、中間貯蔵施設の建設は柳井市民にとっての安心安全の生活を脅かすものである。アンケートの結果や前回の請願に添えられた署名の数から多くの柳井市民が建設反対の意思表示をしており、採択すべきであるとの意見がありました。

また別の委員からは、事業計画書が出た上で、しっかりとした判断をすべきである。エネルギー政策、核燃料サイクルについては国策であり、国の責任を持てる立場の人の説明を聞いてから判断すべきであり、継続審査との意見がありました。

以上、慎重審査の結果、挙手による採決を行い、請願第1号は、挙手多数で継続審査と決しました。

続きまして、本委員会に係る次期閉会中の所管事務調査事項についてです。本委員会として取り組む所管事務調査事項についての協議を行い、1 市民生活に関わる社会福祉について、2 環境に関する調査について、以上の2点とすることに決定いたしましたので、その旨、申し出をいたします。

議長におかれましては、お取り計らいを よろしくお願いします。

次は、本委員会の所管に係るその他の事項についてです。

介護保険事業特別会計の予備費の充用について、国民健康保険事業特別会計の予備費の充用について、E V 充電設備の供用開始についての報告と説明がありました。

以上、厚生常任委員会の報告といたします。